

鳥獣被害対策推進会議 概要

1. 日時：令和6年4月15日（月）14:00～14:30

2. 場所：農林水産省第3特別会議室

3. 出席者：

【農林水産省】 武村農林水産副大臣（議長）

長井農村振興局長、藤河鳥獣対策・農村環境課長

【環境省】 八木環境副大臣、堀上大臣官房審議官

【総務省】 船橋総務大臣政務官

【文部科学省】 森田文化庁次長

【経済産業省】 殿木大臣官房審議官（産業保安担当）

【厚生労働省】 大坪健康・生活衛生局長

【防衛省】 松本防衛大臣政務官

【警察庁】 檜垣生活安全局長

4. 議事

（1）鳥獣対策の現状について（各省庁からの報告）

（2）意見交換

5. 議事概要

（1）開会挨拶

【武村農林水産副大臣】

野生鳥獣による農作物被害額は、全体では、ピーク時の239億円から、令和4年度は156億円と減少傾向にあるが、近年では、生息域の拡大等から、全国的にシカ被害が深刻な状況となっている。

また、この野生鳥獣の問題は、生物多様性への影響や、人身や家屋被害、交通事故など、地域社会全体の問題となっており、特に、昨年はクマによる人身被害が急増し、その対応について、環境省を中心に検討が行われているところ。さらに、鳥獣対策と関連がある銃刀法の改正案が今国会に提出されている。

このように、鳥獣対策に関連して節目の時期でもあり、捕獲鳥獣のジビエ利用を含め、より一層の各省庁の連携が重要と考えているので、今回この会議を開催させていただいた。当省、環境省及び警察庁からの情勢報告の後、ご出席の皆様方からご意見をいただきたい。

（2）「鳥獣被害対策推進会議の設置について」の一部改定について
事務局から改定内容について説明し、各省庁了承。

（3）鳥獣等の現状について（各省庁からの報告）
農林水産省、環境省及び警察庁から、資料に基づき説明。

（4）意見交換
意見交換の主なやり取りは以下のとおり。

【総務省 船橋大臣政務官】

総務省では「過疎地域持続的発展支援交付金」により、地域住民等が行う鳥獣被害対策など過疎地域等における地域課題解決の取組を支援している。

また、地方への人の流れを作ることを目指す、地域おこし協力隊員のなかには、鳥獣被害対策に活躍されている方が多く、こうした活動の支援に努めてまいりたい。

さらに、地方公共団体が行う鳥獣の駆除等に要する経費について、地方交付税措置を講じているほか、鳥獣被害対策の活動等における無線の適正利用について周知啓発を行っている。

今後とも、関係省庁と連携しながら必要な措置を講じてまいりたい。

【文部科学省 森田次長】

文部科学省では、天然記念物のうち、食害を出す動物に対して、地方公共団体の行う食害防止対策に対して、補助事業を設けており、自治体の要望に基づき、カモシカ、サル、ツルなどによる食害対策について、支援を行っている。また、令和3年8月以降、一定の要件を満たす場合は、文化庁長官による捕獲許可の権限を都道府県・市に移譲することが可能となっている。

今後とも、関係省庁とも連携し、特定鳥獣管理計画の下での計画的な捕獲に協力してまいりたい。

【厚生労働省 大坪健康・生活衛生局長】

厚生労働省では、食品の安全が重要と考えており、食用に供される野生鳥獣肉についても、同様。食品衛生法においては、食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理を義務付けている。これに加え、野生鳥獣肉については衛生管理に関するガイドラインを定め、捕獲者等に対して捕獲しようとする鳥獣の異常確認や内臓の異常の有無の確認等を行って頂いている。また、厚生労働科学研究において新しい知見を収集しており、ガイドラインへも適宜反映を行っているところ。

引き続き、事業者への周知につとめてまいりたい。

【経済産業省 殿木審議官】

経済産業省では、鳥獣被害対策で用いられる動物を追い払う動物駆逐用煙火や侵入を防止する電気さくの使用による事故等を防止するため、関係者への注意喚起を図っている。今後関連する事故がゼロとなるよう、適切な利用方法の普及啓発に努めてまいりたい。

また、捕獲した鳥獣の獣皮の適切な利用に関する取組として、産業振興の立場から皮革関連産業の国際競争力強化のために確保した予算の一部を、皮革製品の試作品の製作や国内外の展示会への出展などに対する支援に利用可能としているところ。

引き続き、関係省庁と連携して、事故の発生防止のための啓発活動を進めるとともに、獣皮の適正利用に向けた取組を支援してまいりたい。

【防衛省 松本大臣政務官】

防衛省・自衛隊では、これまでも様々な形で鳥獣被害対策に取り組んできたところ。例えば、北海道で行われた「エゾシカ駆除計画」への協力として、エゾシカ生息状況調査や捕獲したエゾシカの輸送支援を実施した。また、捕獲従事者の確保という観点から、自衛隊退職者等で組織された（公社）隊友会に対し、農林水産省や環境省と連携して、狩猟の社会的役割や重要性の広報活動を行っている。

引き続き、関係省庁とよく連携を図り、適切に対応してまいりたい。

【農林水産省 武村副大臣】

クマ対策について、農業者の方々の安全確保、農村における生活環境を守るために重要な課題と考えるので、環境省と連携し、被害対策にしっかりと対応したい。環境省におかれては、シカ対策も含め、捕獲従事者の確保など引き続き支援を頂きたい。

銃刀法改正案について、ハーファイフルの規制強化に関して、今後運用案を詰めていくに当たり、鳥獣被害対策に支障が生じないように、連携を密に調整頂きたい。

【環境省 八木副大臣】

クマ対策については、国民の安全・安心の確保のため、喫緊の課題と認識。「クマ被害対策施策パッケージ」に示された内容を関係省庁と連携して着実に実施してまいりたい。特に、パッケージに掲げた、人の生活圏への出没防止や出没時の緊急対応、そして、鳥獣保護管理法改正の検討については、農林水産省や警察庁との連携が不可欠であり、引き続き、支援をお願いしたい。また、捕獲従事者の確保等については、引き続き農林水産省と連携しながら、対策を進めてまいりたい。

銃刀法改正案については、ハーファイフル銃の規制に関して、今後の運用案を詰めていくに当たり、特にクマやシカ、イノシシといった大型獣の管理に支障が生じないように、警察庁と調整させて頂きたい。

【警察庁 檜垣生活安全局長】

銃刀法改正案については、これから国会で審議いただく段階ではあるが、成立した際には、ハーファイフル銃の規制強化により鳥獣被害の防止等に支障が生じないように関係省庁と連携しながらしっかりと中身を詰めてまいりたい。またクマが市街地に出現した際には、市町村等関係機関と連携し、安全を第一に対応してまいりたい。

市街地に出没したクマ等の駆除においては、ハンターが法違反として罪に問われることのないよう警職法第4条第1項の規定により、緊急的な措置として警察官が発砲の命令をしているところであるが、ハンターが先着する場合や警察官がハンターの直近にいない場合もあるほか、クマが樹木の上において膠着状態にある場合は警職法を適用できない場面もある。また、現場の警察官がクマへの対処に精通しているとも限らない。

よって、市街地に出没したクマ等に適切に対処するためにも、ハンターの判断で撃つことができる範囲を拡大するような検討をして頂きたい。現場でもこのような声が上がっている。

(5) 閉会挨拶

【武村農林水産副大臣】

本日は限られた時間の中、各省庁の取組の報告や意見を頂き感謝している。

野生鳥獣による様々な問題は、人口減少時代において、農村を中心にますます深刻になると懸念しており、こうした認識のもと、現在、国会で審議いただいている、食料・農業・農村基本法の改正案においても、農村振興に係る施策の一つとして、ジビエ利用を含めた鳥獣被害対策を位置付けているところ。

今後とも、関係省庁が連携を密にして鳥獣対策を強力に推進してまいりたい。引き続きご協力をお願いしたい。